会議顛末書

記録者	主幹　宮本　翔太

供覧	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	グループ員

件名	令和７年度第３回情報セキュリティ委員会		
年月日	令和８年２月６日（金）		
時間	午前１１時３０分から午前１１時４０分まで		
場所	市役所３階庁議室		
出席者	【委員】 木村副市長（委員長）、岡野総合政策部長、大貫総務部長、荒槇福祉部長、足立健康スポーツ部長、中村市民経済部長、落合教育部長、柏崎危機管理監 （欠席）橘原都市整備部長、中嶋議会事務局長 【事務局】 大堀次長、栗山課長、益子課長補佐、佐藤主幹、記録者	傍聴人数	０人

内容

審議事項

１　令和７年度下半期情報セキュリティ内部監査の結果について

（事務局説明）

情報セキュリティ内部監査について、下半期分として農業政策課、道路公園課、会計課、指導課、教育センター、議会事務局の６課等で実施。監査対象はイントラネット系システム、住民情報基幹系システムのほか、各課等が管理及び所有するシステムである。また、監査内容は職員の端末使用状況や履歴の確認等のほか、該当課職員のヒアリングを行い、各課等の状況と課題を共有する。

監査結果については、デスクトップへのＩＤ・パスワード等ファイルの貼付けが見受けられる課があり、それらについては情報セキュリティ事故につながる可能性が高く、直ちに是正を指示した。また情報セキュリティ研修の受講状況については、道路公園課及び教育センターへ受講の催促を行ったが、改善が見受けられなかったため、指摘項目とした。そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかったが、指摘事項には至らないまでも、ファイルサーバ内のデータ整理等改善を要する事項が確認され、指導を行い是正をさせた。

（質疑）

木村副市長

道路公園課の情報セキュリティ研修受講状況について、施設管理事務所で受講率が低いのか。

事務局

施設管理事務所だけでなく、道路公園課においても受講率が低い。受講の催促は行ったが、改善が見られなかった。

２　サイバーセキュリティを確保するための方針の策定に関する対応について

（事務局説明）

令和８年４月１日施行改正地方自治法において、地方公共団体の議会、長及びその他の執行機関等はサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表すること

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">が義務づけられている。この方針策定については、各執行機関等がそれぞれ策定、公表を行う必要があるが、すでに策定済みの情報セキュリティポリシーをこの方針とすること、また一つの方針を複数の執行機関等で共同で策定することも可能としている。
当市の対応方針は、情報セキュリティポリシーの基本方針である、龍ケ崎市情報セキュリティ規則について、当市のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置づける。
執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）については、協議のうえ市に事務を委任した機関については、共同策定として市の方針に従うこととする。
議会については、議会と市はそれぞれ独立した機関であり対等な関係であることから、市に委任することができないため、独自で策定が必要となる。
現在、各執行機関からの委任状は受領済みであり、今後、龍ケ崎市情報セキュリティ規則を改正した上で、当市のサイバーセキュリティを確保するための方針としてホームページで公表を行う予定である。

（質疑）
特になし。</td></tr>
<tr><td>要措置事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報公開</td><td rowspan="2">公　開</td><td>非公開（一部非公開を含む）とする理由</td><td>（龍ケ崎市情報公開条例第９条　号該当）</td></tr>
<tr><td>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>